

土地境界図作成方法

- 1 用紙は、申請に使われた現況平面図を基に用紙サイズを最大A1、最小A3とし、上質紙を用い作成すること。
- 2 縮尺は、原則として1/250とする。
- 3 寸法は、算用数字を用いる。
- 4 座標値から寸法を計算する場合、境界線及び幅員の寸法はm(メートル)単位とし、1/100未満は切り捨てて表示する。
- 5 境界点はP、引照点はS、機械点(多角点)はT、の記号を用い、成果表を設けて各点の座標値(任意でも可)を明記する。
座標値はm単位として1/1000まで記入し、未満四捨五入する。
- 6 引照点は明確な永久構造物を用い、後日境界点復元に必要十分な点数とする。
- 7 境界点及び引照点が図面上分かりにくい場合は、詳細図を記載する。(縮尺は任意)
- 8 方位は北方向に矢印等を記載する。
- 9 境界線に接する地番は、算用数字を用いてすべて記入し、私有地側に記入する。なお、民地地番は合意欄に記載されている地番のみを記入する。
- 10 合意欄の上部に「私所有の下記土地と隣接する八王子市道路交通部・水循環部所管市有地との境界について本境界図のとおり合意する。」と記載する。
- 11 作成者欄は、作成者が記入し押印する。(実務取扱者を置き資格を有する場合、資格番号を記入する。)
- 12 両側を確定した場合は、幅の記入を行うこと。
- 13 1・2・5地区については、機械点(多角点)を準拠点の表示(Gn等)にする。
- 14 遠隔地等で図面内に署名捺印することが困難な場合、合意書(第4号様式)によることができる。
この場合は、その旨を土地調書に記載する。
- 15 凡例については、別紙による。

土地境界図訂正方法

- 1 境界確定後、確定図又は座標値に誤りがあり訂正する場合は、合意欄の土地所有者全員の印を確定図に押印してもらう。また、合意欄の土地所有者に関する訂正箇所については、その所有者の訂正印を押印すること。
- 2 境界確定図の方位を訂正する場合は、作成者の印を方位表示箇所に押印すること。
- 3 表題部又は凡例について訂正する場合は、作成者の印を訂正箇所に押印すること。